

新型コロナウイルス感染症について

- ◆ **新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまでを基準とする」となっています。**
- ◆ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること
- ◆ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと

【参考】出席停止期間の算定の考え方

「□□した後〇日を経過するまで」とした場合は、「□□」という現象がみられた日の翌日を第1日として算定する。
 (例) 「**症状が軽快**」した後①日を経過するまで」の場合は、以下のとおり。

月曜日に**軽快** → 火曜日(軽快後①日目) → (この間悪化が無い場合) → **水曜日から出席可能**

【新型コロナウイルス感染症 出席停止期間基準早見表】

例		発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症した後⑤日を経過した後		
例1	発症後3日目に軽快	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	発症後5日目	登校可能		
		出席停止								
例2	発症後4日目に軽快	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	登校可能		
		出席停止								
例3	発症後5日目に軽快	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	登校可能	
		出席停止								
例4	発症後6日目に軽快	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	登校可能
		出席停止								

【注意事項】

- ・ 発症後10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用が推奨されています。また、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。
- ・ 1日1回は体温を測り、こまめな水分補給、十分な睡眠をとり、健康管理をしましょう。
- ・ 文書料のかかる証明書等の作成依頼、また、登校許可を得るためのみの再受診は必要ありません。ただし、受診したことが分かる書類(可能であれば、検査結果等の新型コロナウイルス感染症だと分かるもの)が無い場合は、出席停止とすることができません。